

＜利用者負担額一覧表＞

**【保育所・認定こども園（保育利用コース）対象】**

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）※年齢は4月1日時点の区分です						
		3歳未満児の場合		3歳児の場合		4歳児以上の場合		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B 1	ひとり親世帯等で市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B 2	市区町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
ひとり親世帯等でC 1～C 6階層及びC 7階層のうち、市区町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯		2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
C 1	市区町村民税均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	7,000円	6,900円	6,300円	6,200円	6,300円	6,200円	
C 2	市区町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯（A階層・所得割額77,100円以下のひとり親世帯等を除く）	6,000円未満	8,700円	8,600円	8,000円	7,900円	8,000円	7,900円
C 3		6,000円以上 48,600円未満	9,600円	9,500円	9,000円	8,900円	9,000円	8,900円
C 4		48,600円以上54,000円未満	11,400円	11,300円	10,800円	10,700円	10,800円	10,700円
C 5		54,000円以上60,000円未満	13,200円	13,000円	12,300円	12,100円	12,300円	12,100円
C 6		60,000円以上75,000円未満	15,200円	15,000円	14,200円	14,000円	14,200円	14,000円
C 7		75,000円以上89,000円未満	18,700円	18,500円	17,800円	17,600円	17,800円	17,600円
C 8		89,000円以上102,000円未満	23,400円	23,100円	22,500円	22,200円	22,500円	22,200円
C 9		102,000円以上122,000円未満	29,400円	29,000円	28,300円	27,900円	25,800円	25,400円
C 10		122,000円以上141,000円未満	35,300円	34,800円	30,500円	30,000円	26,500円	26,100円
C 11		141,000円以上162,000円未満	39,200円	38,700円	31,700円	31,200円	27,200円	26,800円
C 12		162,000円以上182,000円未満	42,200円	41,600円	31,900円	31,400円	27,400円	27,000円
C 13		182,000円以上202,000円未満	46,000円	45,400円	32,300円	31,800円	27,700円	27,300円
C 14		202,000円以上271,000円未満	48,200円	47,500円	32,800円	32,300円	28,200円	27,800円
C 15		271,000円以上318,000円未満	52,300円	51,600円	33,400円	32,900円	28,800円	28,400円
C 16		318,000円以上364,000円未満	56,500円	55,700円	34,100円	33,600円	29,200円	28,800円
C 17		364,000円以上397,000円未満	59,800円	59,000円	34,600円	34,100円	29,600円	29,200円
C 18		397,000円以上	69,400円	68,400円	34,600円	34,100円	29,600円	29,200円

- 「保育標準時間」・「保育短時間」については、別紙『保育料について』の裏面「保育必要量の認定について」をご覧ください。
  - 金額は、第1子の額を表示しています。きょうだいで保育施設を利用する場合は、第2子半額、第3子以降無料となります。市区町村民税所得割額77,100円以下の世帯で小学生以上の兄弟がいる場合は、多子軽減が拡大されます。内容は、別紙『保育料について』の「3. 多子世帯の保育料の軽減」をご確認ください。
  - 市区町村民税所得割額77,100円以下のひとり親世帯等については、第1子はB2階層の市区町村民税非課税世帯並みに軽減されます。第2子以降については無料となります。
  - B2階層の市区町村民税非課税世帯は、第2子以降については無料となります。
- ※その他にも留意事項がありますので、必ず別紙『保育料について』をご確認ください。

＜利用者負担額一覧表＞

**【小規模保育施設・事業所内保育施設対象】**

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）※年齢は4月1日時点の区分です					
		3歳未満児の場合		3歳児の場合		4歳児以上の場合	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 1	ひとり親世帯等で市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 2	市区町村民税非課税世帯	1,900円	1,900円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
ひとり親世帯等でC 1～C 6階層及びC 7階層のうち、市区町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯		1,900円	1,900円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
C 1	市区町村民税均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	6,700円	6,600円	6,000円	5,900円	6,000円	5,900円
C 2	市区町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯（A階層・所得割額77,100円以下のひとり親世帯等を除く）	6,000円未満	8,300円	8,200円	7,600円	7,600円	7,600円
C 3		6,000円以上 48,600円未満	9,200円	9,100円	8,600円	8,500円	8,600円
C 4		48,600円以上54,000円未満	10,900円	10,800円	10,300円	10,200円	10,300円
C 5		54,000円以上60,000円未満	12,600円	12,400円	11,700円	11,500円	11,700円
C 6		60,000円以上75,000円未満	14,500円	14,300円	13,500円	13,300円	13,500円
C 7		75,000円以上89,000円未満	17,800円	17,600円	17,000円	16,800円	17,000円
C 8		89,000円以上102,000円未満	22,300円	22,000円	21,400円	21,100円	21,400円
C 9		102,000円以上122,000円未満	28,000円	27,600円	26,900円	26,600円	24,600円
C 1 0		122,000円以上141,000円未満	33,600円	33,100円	29,000円	28,500円	25,200円
C 1 1		141,000円以上162,000円未満	37,300円	36,800円	30,200円	29,700円	25,900円
C 1 2	162,000円以上182,000円未満	40,100円	39,600円	30,400円	29,900円	26,100円	
C 1 3	182,000円以上202,000円未満	43,700円	43,200円	30,700円	30,300円	26,400円	
C 1 4	202,000円以上271,000円未満	45,800円	45,200円	31,200円	30,700円	26,800円	
C 1 5	271,000円以上318,000円未満	49,700円	49,100円	31,800円	31,300円	27,400円	
C 1 6	318,000円以上364,000円未満	53,700円	53,000円	32,400円	32,000円	27,800円	
C 1 7	364,000円以上397,000円未満	56,900円	56,100円	32,900円	32,400円	28,200円	
C 1 8	397,000円以上	66,000円	65,000円	32,900円	32,400円	28,200円	

- 「保育標準時間」・「保育短時間」については、別紙『保育料について』の裏面「保育必要量の認定について」をご覧ください。
- 金額は、第1子の額を表示しています。きょうだい保育施設を利用する場合は、第2子半額、第3子以降無料となります。市区町村民税所得割額77,100円以下の世帯で小学生以上の兄弟がいる場合は、多子軽減が拡大されます。内容は、別紙『保育料について』の「3. 多子世帯の保育料の軽減」をご確認ください。
- 市区町村民税所得割額77,100円以下のひとり親世帯等については、第1子はB2階層の市区町村民税非課税世帯並みに軽減されます。第2子以降については無料となります。
- B2階層の市区町村民税非課税世帯は、第2子以降については無料となります。

※その他にも留意事項がありますので、必ず別紙『保育料について』をご確認ください。